

地方からの提案個票

<各府省第1次回答まで>

通番	ヒアリング事項	個票のページ
39②	博物館等を地方公共団体の選択により、教育委員会から首長部局へ移管することを可能とする規制緩和	1～2
13①	小規模多機能型居宅介護に係る「従うべき基準」の見直し(従業者の員数の緩和)	3～4
15	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の都道府県から中核市への移譲	5～10
16	介護支援専門員の登録に関する見直し	11～14
24	自動車運転代行業に係る指導・監督制度の見直し	15～18
49②	都道府県経由事務の見直し(建設業法において国土交通大臣に提出する許可申請書その他書類)	19～20
35	市民農園を開設できる者の要件の緩和	21～24
31	所有者不明土地・空家等の適正管理に係る見直し	25～33
26	駅前広場等における立体道路制度の道路の適用要件の緩和	34～35
25	道路占用許可に係る基準の弾力化	36～37
46	新技術等を活用した橋梁点検を可能とするための点検手法等の見直し	38～45
44	地方公共団体が実施する災害ボランティアツアーに係る旅行業法の適用除外	46～47

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

289

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

公立博物館の所管を地方公共団体の首長とすることの容認

提案団体

北海道

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

国の観光ビジョンや成長戦略に呼応し、歴史文化資源を地方創生につなげるとともに2020年開設の「国立アイヌ民族博物館」と共鳴する公立博物館との協力体制等を確立するため、公立博物館の所管を教育委員会が担う規定(博物館法第19条)を、地方自治体の実情に応じて、条例で所管部局を決定できるよう改正を行うべきである。

具体的な支障事例

【博物館法をめぐる現状の観点から】

全国の博物館の3/4を占める首長所管博物館と、その学芸員に法的根拠がなく、信頼性の向上や安定的人材確保につながっていない。

【文化財の活用の観点から】

国で提唱している「文化芸術資源を活用した経済活性化」について、本道でも知事所管の「北海道博物館」や、明治初期からの歴史的建造物を移築復元した野外博物館「北海道開拓の村」等において、インバウンド拡大に向けた取組を展開中。登録博物館は、教育委員会から首長部局への事務委任等が可能だが、行政資源の最大活用やスピード感ある施策展開には、首長が最終決定できる体制が必要。登録博物館の「設置及び運営上望ましい基準」(法8条)を首長所管博物館に当てはめ、質の維持・高度化が必要。

【博物館のネットワークの観点から】

国と他の博物館の緊密な連携協力等(法3条)が高まる中、2020年開設の「国立アイヌ民族博物館」を核に全国連携や、大規模災害に備えた応援体制の確立が急務。国内博物館が「登録博物館」として連携することが必要。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

多数の首長所管博物館の登録により、制度の幹を太くし、国内外の信頼性やステータスの向上、長期・安定的な高度人材の確保育成が可能。

博物館の魅力・利便性の向上と地方創生の両面に貢献。法の基準に基づく評価等を通じ、博物館のあるべき質と持続的な運営を保持し進化・発展を誘導できる。

2020年を見据えアイヌ文化復興の全国連携ネットワーク構築に貢献。博物館間の協働企画、ノウハウの共有、災害時の資料移送・洗浄・修復対策等応援体制を円滑化できる。

根拠法令等

博物館法第19条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

群馬県、三重県

○県内の一部の自治体では、博物館の所管を首長部局に移管したために、登録博物館から博物館相当施設に変更した事例があり、博物館の趣旨を生かせる制度改正が望まれる。

○本県においては、条例・規則の改廃及び博物館協議会委員の任免等については教育委員会が行い、それ以外の事務は事務委任により環境生活部が行っている状況にある。提案のとおり法改正されれば、一連の事務が一つの部局で執行可能となり、地域の実情に応じて所管部局を決定できることから賛同できる。

各府省からの第1次回答

博物館を含む社会教育行政の所管については、平成20年2月の中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の進行方策について」及び平成25年12月の中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」の双方において、政治的中立性の確保や学校教育との連携の要請等から、教育行政部局が担うべきとの結論が出されており、その考え方は現在においても変わりはない。

なお、現在でも、地方自治法180条の7の規定に基づく事務委任・補助執行により、柔軟な運用が可能となっているが、平成27年に文部科学省が実施した事務委任・補助執行の調査によると、その実施率は低い状況にある。

※博物館に関する事務について事務委任又は補助執行を行っている自治体59/1777自治体(約3.3%)(事務委任13/1777、補助執行46/1777)

こうした中、現在、社会教育機関の「施設の管理及び整備」については、構造改革特区における特例措置により首長部局に権限移譲ができることとなっており、現在、その全国展開の可能性について検討を行っているが、平成29年3月の構造改革特区本部評価・調査委員会教育部会においては、全国展開が可能となりうる条件として、以下の内容が合意されている状況にある。

- ①社会・経済的効果(施設利用者数の増加等)が見られること
- ②要件・手続き上の課題(教育活動における支障、安全管理上の課題等)を克服できていること
- ③関係機関間・学校・地域における合意形成等の問題が生じていないことが確認されること
- ④その上で、教育の政治的中立性が確実に担保されるとともに、学校等施設の管理及び整備について、教育委員会が担うよりも、効率的かつ効果的に行われることが客観的に明らかになること

さらに、御提案において、「行政資源の最大活用やスピード感ある施策展開には、首長が最終決定できる体制が必要」とあるが、平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整等を行う場として、地方公共団体の長は総合教育会議を設けることとされており、首長のリーダーシップを発揮できるようになっている。

以上のように、本件については、中教審答申において、教育行政部局が担うべきとの結論が出されており、また、関連して現在実施可能な措置についても整理すべき様々な論点もあることから、直ちに、教育委員会から所管を移すことは困難である。

なお、今後、「人づくり革命」や「一億総活躍社会の実現」などの政府全体の重要な政策課題により積極的に取り組むため、文部科学省としても、教育政策全体の在り方について総合的な検討を行うこととしており、その一環として、博物館行政も含む社会教育政策に係る諸課題についても扱うこととなる。その中で、本件についても、事務委任・補助執行等の状況や特区における評価等の状況も踏まえつつ、具体的な対応策について検討してまいりたい。

あわせて、総合教育会議制度の創設の趣旨も踏まえつつ、同会議において博物館も含めた社会教育についても議題として取り上げられるよう、取組を推進してまいりたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

14

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

小規模多機能型居宅介護の日中の通いサービスに係る従業者の員数の基準の緩和

提案団体

粕江市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

小規模多機能型居宅介護の日中の通いサービスに係る従業者の員数の基準を緩和する。

具体的な支障事例

当市にある小規模多機能型居宅介護事業所において、事業開始当初より職員を募集しているが、1年以上経った現在でも職員が足りないため、事業所が開始当初に想定していた体制で事業を行うことができず、事業の実施に支障をきたしている。

また、現行の基準では採算性が良くないこともあり、利用したいという人のニーズに応えられないケースもある。当市としては、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる仕組みの充実に向けて小規模多機能型居宅介護事業所の整備を進めていきたいが、介護人材の不足等によって、サービスを必要とする人へのサービス提供がなかなか進まない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

基準の緩和により、事業所において介護人材の不足を解消することができるとともに、事業所の経営も安定するため、小規模多機能型居宅介護事業所の整備が進む。

根拠法令等

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 63 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、北九州市

○当市においても、小規模多機能型居宅介護事業所にて基準以上の職員を採用できなかったため、開所時は利用定員人数を少なくして運営を開始した事例がある。

○小規模多機能型居宅介護事業所の開設に当たり、職員の不足により事業の実施に支障をきたしているとの話は聞いていないが、小規模多機能型居宅介護の通いサービスに係る介護従業者の人員配置基準は、同様のサービスを行なう通所介護に比べ、配置人数が多いことから、サービスの質の確保を前提に人員基準の緩和が行われれば、介護人材の不足の解消や小規模多機能型居宅介護の整備促進などの効果も期待できるものと考えられる。

各府省からの第1次回答

○小規模多機能型居宅介護の利用者としては中重度者かつ認知症の方が中心であり、日中通いサービスにおいて、適切なケアをするために必要な人員基準として、認知症対応型共同生活介護を参考に、利用者3人に対して1名の従業者としている。

○このため、人員基準の緩和は、サービスの質の低下につながる懸念があるため、適切ではないと考えている。